須崎市公式LINEアカウント機能拡張システム構築及び運用保守業務委託
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、須崎市（以下「市」という。）が委託する須崎市公式LINEアカウント機能拡張システム構築及び運用保守業務委託（以下「業務」という。）において、公募型プロポーザル方式により委託業者を選定するにあたり、企画提案募集の方法及び選定方法等について必要な事項を定める。

１　業務の概要

（１）業務名

須崎市公式LINEアカウント機能拡張システム構築及び運用保守業務

（２）業務の目的

須崎市公式LINEアカウントは、令和７年12月から運用を開始し、現在まで「地方公共団体プラン」の基本機能を使い、市政情報やイベント情報の発信を行っている。本業務は受信者が必要な情報を選択して受け取ることができる「セグメント配信」機能や様々な市政情報を分類してわかりやすく表示する「リッチメニュー」、道路損傷等の情報を通報できる機能や窓口来庁、施設利用等の予約ができる機能など、自治体広報に適したサービスを提供することにより、利用者の利便性向上を図ることを目的とする。

（３）業務内容

別添の「須崎市公式LINEアカウント機能拡張システム構築及び運用保守業務仕様書」のとおり

（４）委託期間

契約締結日の翌日から令和９年３月３１日（水）まで

２　提案上限額

１，９００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※初期構築費用と令和８年度中に必要な運用保守に関する費用を含む。

※見積書の金額が契約上限額を超過した場合は失格とする。

※「７　企画提案書の作成・提出」を確認すること。

※この金額は契約予定額を示すものではない。

３　参加資格要件

参加者の資格要件は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）　日本国内の事業者（法人）であり、国内に住所を有していること。

（２）　法人税、都道府県民税及び市区町村税の未納税額がない者であること。

（３）　令和３年度以降に地方公共団体から受注した本業務と類似の業務実績を有する者。

（４）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

（５）　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

（６）　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

（７）　破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第

3条に規定する申立てを含む。）がなされている者でないこと。

（８）　須崎市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成２４年須崎市規則第１７号）第２条２項５号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。

（９）　須崎市から指名停止等の措置を受けていない者であること。

４　スケジュール

項目	日程
公募開始	令和８年１１月１９日（木）
質問受付	令和８年１１月２６日（木）正午まで
質問回答の公表	令和８年１１月２７日（金）午後５時まで
参加表明書提出	令和８年１２月　４日（金）午後５時まで
参加資格確認結果の通知	令和８年１２月１４日（月）
企画提案書提出期限	令和８年１２月２１日（月）午後５時まで
審査（書類・プレゼンテーション）	令和８年１２月２３日（水）（予定）別途通知する。
審査結果の通知	令和８年１２月下旬（予定）
契約締結	令和８年１２月下旬（予定）

※上記のスケジュールは変更する場合がある。その際は市ホームページに掲載するので随時確認すること。

５　質疑と回答

質疑がある場合は、質問書（様式第１号）により電子メールにて提出することとし、電子メール送信後は電話により、メールを送信した旨を連絡すること。

提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるため受け付けない。また、電話等口頭による質問は受け付けない。

（１）　受付期限：令和８年１１月２６日（木）正午（必着）

（２）　質問書の提出方法

メールの件名を「【質問書】須崎市公式LINEアカウント機能拡張システム構築及び運用保守業務」としたうえで、次のメールアドレスに提出すること。

メールアドレス：　joho@city.susaki.lg.jp

（３）　回答方法：令和８年１１月２７日（金）午後５時までに須崎市ホームページにて公表する。

６　参加表明及び資格要件の確認

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次の（１）のとおり参加表明書（様式第２号）に各書類を添えて提出すること。なお、期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

（１）　提出書類

No.	提出書類の名称	用紙規格	提出部数

1	参加表明書　※様式第２号	Ａ４縦方向	１部
2	履歴事項全部証明書（写し可）		１部
3	滞納がないことの証明書（法人税、都道府県民税（「その 3 の 3」または「その 3」）及び市区町村税（※東京 23 区に主たる営業所を有する法人の場合は、都道府県税、市区町村税にかえて、「法人都民税」「法人事業税」の納税証明書を提出））※発行３ヶ月以内のもの		１部
4	令和３年度以降の類似業務実績書※様式第３号	Ａ４縦方向	１部
5	暴力団排除に関する誓約書および照会承諾書※様式第４号	Ａ４縦方向	１部
6	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証（ISO/IEC27001）登録証の写し		１部
7	ISMS クラウドセキュリティ認証（ISO/IEC27017）登録証の写し		１部
8	プライバシーマーク登録証の写し		１部

※今年度既に、須崎市に対し競争入札参加資格審査申請を行っている場合、重複している書類の提出は不要とする。不要の場合は、その旨を記載した書類を提出すること。（任意様式）

（２）　提出期限

令和８年１２月４日（金）午後５時（必着）

（３）　提出方法 持参または郵送

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前８時３０分から正午及び午後１時から午後５時１５分までに限る。

（４）　提出先

〒785 - 8601

高知県須崎市山手町１番７号

須崎市役所 企画情報課 デジタル推進係　まで

電話：0889 - 42 - 5691

（５）　資格要件の確認

申込者から提出のあった参加表明書と関係書類を審査する。申込者の資格要件の審査結果は、令和８年１２月１４日（月）までに申込者へ電子メールにて通知する。また、資格要件を満たしている者に対しては、プレゼンテーションの日程等も併せて通知する。

（６）　資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

① 参加表明書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、市が通知をした日の翌日から起算して５日（市の閉庁日を除く。）以内に、書面により、市長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

② 市長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（市の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

７　企画提案書の作成・提出

（１）　企画提案書は仕様書に記載している内容を踏まえた提案を記載するとともに、次表のとおりとする。

書類名	様式	部数
①企画提案書表紙	様式第５号	正本１部、副本１６部 電子データ１部
②須崎市公式 LINE アカウント機能拡張システム構築及び運用保守業務仕様書に基づく提案書 ・会社概要、自治体への取組み姿勢、提案のポイント ・機能要件一覧「A～I」に関する提案 ・その他の機能を活用した独自提案 ・業務の実施体制 ・導入支援および研修 ・保守および情報セキュリティ対策	任意様式	
③経費見積書 次の（ア）～（ウ）の見積書をそれぞれ提出すること。 （ア） 機能要件一覧 A～I に要する初期構築費用と運用保守費用の見積書。（R8 年度の構築・保守に係る経費とし、保守期間は令和 9 年 3 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までで積算すること。） （イ） 独自提案に係る見積書。（構築・保守（1 年間）に係る経費） （ウ） 上記（ア）に係る令和 9 年度の運用保守費用の見積書。 ※１ （ア）の金額が提案上限額を超過した場合は失格とする。 ※２ 見積書は全て消費税及び地方消費税を含んだ額とし、積算根拠を明確に示すこと。	任意様式	電子データ１部
④機能要件一覧 回答欄を記入の上、提出すること。	様式第６号	

（２） 提出期限 令和８年１２月２１日（月）午後５時（必着）

※提案資格が確認できた参加表明者でも、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

（３） 提出方法 持参または郵送

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。

※持参の場合の受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前８時３０分から正午及び午後１時から午後５時１５分までとする。

（４） 企画提案書作成に係る留意事項

① 記載するフォントの大きさは原則 11 ポイント以上、A４版で作成すること。

② 片面カラー印刷、ホッチキス止めとする。

③ 企画提案は１者１提案までとする。

④　提案書類を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
⑤　提出された提案書類が次に該当するときは無効となる場合がある。
・提案書類の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
・虚偽の内容が記載されているもの　等
⑥　提案書類は、著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮すること。

8　審査

（1）　審査委員会の設置

別途定める「須崎市公式LINEアカウント機能拡張システム構築及び運用保守業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき審査委員会を設置する。

（2）　契約候補者の選定等

①　提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。
②　参加申込者が多数の場合、提出書類を基に書類選考を行い、あらかじめプレゼンテーションを行う者を選定する場合がある。
③　委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と須崎市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行うものとする。この交渉が整い次第、随意契約の手続きに進むこととする。１０日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて交渉を行うこととなる。

（3）　審査

別添で定める「須崎市公式LINEアカウント機能拡張システム構築及び運用保守業務委託公募型プロポーザル審査要領」に基づき審査を行う。

（4）　審査結果

審査結果は、令和８年１２月下旬（予定）に、すべての参加者に電子メール及び文書にて通知する。

9　提出書類の取扱い

（1）　提出された書類は返却しない。
（2）　提出された書類は、必要に応じ複写（市及び審査委員会での使用に限る。）する。
（3）　提出された企画提案書は、須崎市情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対象文書となる。
（4）　契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用しない。
（5）　市から提示した本プロポーザルに関する資料を、本業務企画提案以外の目的で使用すること、及び第三者へ開示、漏洩してはならない。

１０　その他

（1）　企画提案書等の作成や提出、プレゼンテーション及びデモンストレーション等、本プロポーザル参加に関する全ての費用は提案者の負担とする。

（２） 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（任意様式）を提出すること。

（３） 参加者は、企画提案参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

（４） 次のことに該当した場合、提案者は失格になることがある。

① 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。

② プロポーザルの手続きの過程で、須崎市暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合。

③ 法人税、都道府県民税及び市区町村税において滞納があることが判明した場合。

（５） 審査等に対して、異議申立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問合わせにも、原則として応じないこととする。

（６） プロポーザルへの参加者が１者であっても予定した評価を行い、提案内容等が市の求める仕様を満たしているかを確認する。

（７） 本プロポーザルの日程等に変更があった場合は、速やかに参加者へ通知する。

（８） 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

（９） 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、市における指名停止処分を講じる場合がある。

１１ お問い合わせ先・各種書類提出先

〒785-8601
高知県須崎市山手町１番７号
須崎市役所　企画情報課 デジタル推進係まで
電話：0889-42-5691
E-mail: joho@city.susaki.lg.jp